

高齢者虐待防止指針

つばきヘルパーステーション

1. 目的・適用範囲

本指針は、つばきヘルパーステーション（以下「当事業所」という）において、高齢者虐待の予防、早期発見および適切な対応を行い、利用者の人権と尊厳を守ることを目的とする。

本指針は、当事業所のすべての職員（管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等）に適用する。

2. 関係法令・国の指針

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・ 介護保険法および指定訪問介護の運営基準
- ・ 厚生労働省「高齢者虐待対応マニュアル」等

3. 用語の定義

- (1) 高齢者：65歳以上の者
- (2) 養護者：高齢者を現に養護する家族等
- (3) 高齢者虐待：身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待

4. 基本方針

利用者の尊厳と権利を最優先とし、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を行う。

養護者の負担にも配慮し、支援につなげる。

5. 組織体制

管理者を虐待防止責任者とする。

虐待防止・身体拘束等適正化委員会を年1回以上開催する。

6. 虐待の兆候と対応

身体的・心理的・生活環境・経済面の兆候に留意する。

虐待が疑われる場合は、速やかに管理者へ報告し、市町村等関係機関と連携する。

7. 通報義務

高齢者虐待防止法に基づき、市町村または地域包括支援センターへの通報義務を有する。

8. 研修・教育

年1回以上、全職員を対象に高齢者虐待防止研修を実施する。

9. 記録と個人情報保護

虐待に関する記録は正確に作成し、個人情報保護規程に基づき管理する。

制定日：令和8年4月1日

初回制定：令和8年4月1日